

海老名市都市公園条例の適用基準

|        |   |
|--------|---|
| 法令名    | 海老名市都市公園条例  |
| 根拠条例   | 第3条   |
| 処分等の概要 | 行為の禁止   |
| 法令の定め  | <p>(行為の禁止)</p> <p>第3条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第1項若しくは第3項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設を損傷し、又は汚損すること。</li> <li>(2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。</li> <li>(3) 土地の形質を変更すること。</li> <li>(4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。</li> <li>(5) はり紙若しくは立札をし、又は広告を表示すること。</li> <li>(6) 立入禁止区域に立入ること。</li> <li>(7) 指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は留め置くこと。</li> <li>(8) 都市公園をその用途外に使用すること。</li> <li>(9) 前各号のほか都市公園の管理上支障のある行為をすること。</li> </ol>   |
| 適用基準   | <p>1 条例第3条第1項各号に該当するもの行為の禁止に当たるものの考え方、具体的行為の例示については、次に掲げるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第1号「施設を損傷し、又は汚損すること。」の適用基準<br/>次の行為を故意によって行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 汚損<br/>土砂、汚物等を堆積又は放置すること。<br/>油、塗料等を塗布すること。<br/>廃棄物を捨て置くこと。</li> <li>・ 損傷<br/>設備等を殴打する等の外力を加え、原形から変形させること。</li> </ul> </li> <li>(2) 第2号「竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。」の適用基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伐採<br/>竹木を根本から切り取る行為や掘り取る行為等のこと。</li> <li>・ 採取<br/>植物を取ること。</li> <li>・ 傷つけること<br/>植物を折る、切る、打つ等の行為により損傷すること。</li> </ul> </li> <li>(3) 第3号「土地の形質を変更すること。」の適用基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地に切土、盛土又は一体の切盛土を行うもの。</li> <li>・ 建築物の敷地又は特定工作物の用地とすること。</li> </ul> </li> <li>(4) 第4号「鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。」の適用基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲<br/>鳥獣魚類を捕えること。</li> <li>・ 殺傷<br/>殺したり、傷つけたりすること。</li> </ul> </li> <li>(5) 第5号「はり紙若しくは立札をし、又は広告を表示すること。」の適用基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ はり紙若しくは立札をし、又は広告を表示することは、原則として許可しない。ただし、指定管理者の自主事業として行う場合については、許可することができるものとする。</li> </ul> </li> <li>(6) 第6号「立入禁止区域に立入ること。」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 看板等で表示されている、人が立入ることを禁止された区域に立入ること。</li> </ul> </li> <li>(7) 第7号「指定された場所以外の場所に車両を乗り入れ、又は留め置くこと。」の適用基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園駐車場以外の場所での車の駐車については、原則として許可しない。ただし、他の行為許可等に伴うもので、特にやむを得ないと判断されるものは許可することができる。</li> </ul> </li> </ol> |

海老名市都市公園条例の適用基準

|        |  |
|--------|--|
| 法令名    | 海老名市都市公園条例   |
| 根拠条例   | 第26条・第27条  |
| 処分等の概要 | 利用の承認・利用の不承認   |
| 法令の定め  | <p>(利用の承認)</p> <p>第26条 海老名中央公園において第2条第1項に掲げる行為に係る利用をしようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。</p> <p>2 第2条第2項から第5項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、「許可」とあるのは「承認」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</p> <p>3 有料公園施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>4 指定管理者は、前項に規定する承認をする場合において、管理上必要な条件を付すことができる。</p> <p>(利用の不承認)</p> <p>第27条 指定管理者は、前条第1項の利用及び有料公園施設等の利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用の承認を与えないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 海老名中央公園及び有料公園施設等に損害を与えるおそれがあるとき。</p> <p>(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。</p> <p>(4) その他海老名中央公園及び有料公園施設等の管理上支障があるとき。</p>  |
| 審査基準   | <p>1. 海老名市都市公園条例第26条の承認を要する行為の審査基準<br/>第2条第1項（行為の制限）審査基準によるものとする。</p> <p>2. 海老名市都市公園条例第27条第1項各号に該当するもの承認をしない行為としての考え方、具体的行為の例示については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 第1号「公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき」<br/>・第三者を直接に騒擾（じょう）その他の犯罪の実行をおおそれがある場合、犯罪を助長し、若しくは誘発するおそれがある場合又は猥せつ等人心に不良の影響を及ぼすような状態が引き起こされる危険がある場合</p> <p>(2) 第2号「海老名中央公園及び有料公園施設等に損害を与えるおそれがあるとき」<br/>・利用方法、利用者が所持する物品等により、海老名中央公園に損害や汚損を与え、又は第三者に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 第3号「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるとき。」<br/>・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団その他の団体の利益になるおそれがあるとき。</p> <p>(4) 第4号「その他海老名中央公園及び有料公園施設等の管理上支障があるとき。」<br/>・利用の申請に虚偽又は不正があったとき。<br/>・公園の維持管理に関する修繕、改修等により使用する範囲と重複するとき。</p> |